

統合、再編に関する協議事項について

統合、再編に向けた主な協議事項は以下のとおりです。

1. 主な協議事項について

(1) 規約、組織体系に関することについて

- ①規約について
- ②組織体系について
- ③事業計画について
- ④役職と任期について
- ⑤役職の決め方について 等

(2) 予算、資産について

- ①会費について
- ②集会所等について
- ③現状の預貯金について 等

(3) 習慣的な行事について

- ①祭事について 等

2. 集会所の取扱いについて

過去に、関田地区の集会所を新築する際に、横塚地区と共同で使用する提案をしたが、断られてしまった経緯があります。その後、関田集会所の新設に際して、関田地区では、費用を戸当たりで負担をしているため、集会所を共同利用する場合には、統合、再編にあたって、取り扱い（負担金等）を検討する必要があります。

また、共同利用の状況に応じて、今後、横塚集会所をどうするのか（継続、廃止）、検討が必要となります。以下に事務局（案）を示します。

（案1）共同利用とした場合、横塚地区から負担金を求める場合

減価償却後の現在の関田集会所の価格を算出し、半額を負担金とします。
取得定額（町県補助を差引）×定額法の償却率×経過年数＝減価償却費
(取得定額－減価償却費) ×1/2

（案2）共同利用とした場合、年間使用料を定める場合

規約等により、横塚地区の使用料を定める必要がありますが、統合、再編後に地域差が生じることはあまり現実的ではないと思われま

（案3）旧出丸小学校を集会所として使用する場合

既存の集会所の維持管理費をどのように負担するか検討する必要があります。また、旧出丸小学校がいつまでであるか不透明なことや、予約の調整に関して、他の地区との公平性、他団体との調整に懸念があります。

（案4）負担金等をなしとする場合

関田地区の合意形成が懸念されます。